

八王子市長 石森孝志様

2023年11月1日

2024年度 予算要望書

私たち八王子・生活者ネットワークは、暮らしの中の身近な問題を解決するために大勢の市民の声を集めて政策をつくり、八王子を「生活のまち・暮らしやすいまち」にするために活動しています。

今年度はローテーションした新人の市議会議員2名とともに、「多様性を認め合う～一人ひとりが大切にされるまちへ～」のスローガンのもと「ひとこと提案アンケート」を行い、多くの市民の声を集めました。

ぜひ市民の切実な思いを2024年度の八王子市の予算に反映されるようお願いいたします。尚、諸事ご多忙とは存じますが、この要望書に対するご回答は、文書によりお願いいたします。

八王子・生活者ネットワーク 代表 鳴海有理

(連絡先)

八王子・生活者ネットワーク

〒192-0066 八王子市本町3-4 TRYビル3階

TEL:042-623-8802 FAX:042-627-4507

E-mai : hachiouji-net@nifty.com

1. 高齢者福祉

(1) 高齢者の見守りが行える配食サービス活動支援事業は、助成団体の半数が上限に達していない一方で、上限を大きく上回っている団体もある。配食ニーズが高まる中、きめ細やかなサービスが提供できるよう「高齢者食事提供サービス活動支援事業補助金」の枠を拡大させること。

(2) 介護保険制度について、制度を支えるヘルパーや事業者から発信された現状を把握し、制度改悪が行われないように下記の事項を国に求めること。

処遇改善加算ではなく、基本報酬の引き上げをすること。

通所系サービスの入浴介助の加算の報酬体系が見直

され引き下げられたことは事業者、利用者、家族の大きな負担となり問題である。(入浴計画の作成を除く)見守り援助(入浴加算)を引き上げること。

(3) 家事援助について、同居家族がいる場合は必要な家事援助が生活支援として認められていない。同居家族がいても仕事などで日中独居の場合は、介護離職防止のためにも、家事援助を生活支援として認めること。

(4) 難聴のある方は補聴器を使用することにより難聴を改善し、脳を活性化することが認知症予防や発症を遅らせることにもつながるといわれている。しかし補聴器は高額であるため、年金生活者にとっては購入が難しいことが多い。都内自治体でも補助事業が広がっていることも参考に、市として補助制度を創設すること。

2 障がい者福祉

(1) 障がい者の就労継続支援事業所の家賃補助事業について、段階的補助上限額が減額された。しかし、その分を補填する方法は福祉事業の収入である給付金を増やすか経費を削減するほかない。つまり今の人員の中で利用者を増やすか、主な経費である人件費を削減することにつながってしまう。物価高騰支援の質を確保するためにも、今以上家賃補助上限額を減額しないこと。

(2) 市は障がい者の就労事業所に通うための交通費補助はないが、自治体によっては通所回数に応じて交通費補助を出す支援もある。しかし市では現在、交通費補助について考えてはいないとのこと。より質の高いサービスの提供のために送迎加算のみを行っているが、公共交通機関での通所で自立訓練をすることは質の高いサービスと考えていないのか？自立支援には大変重要なことと考えるが、工賃よりも交通費の方が高くなり通所できないこともあるので、交通費補助の有用性について検討すること。

(3) 現在、就労継続支援 B 型の在宅作業が認められているが、生活介護ではできない制度になっている。行動障害のある方や持病のある方が通所での創作活動、生産活動と持ち帰りでの創作活動、生産活動をバランスよく組むことによって、行動障害が改善されるケースがあり、直接的な身体介護はできないが、オンラインや ICT を通して、意思表示や動作指示などの支援も可能となる。市としてこうした生活介護事業所のニーズも組み取り、国へ働き掛けること。

(4) 重度脳性麻痺の方等のおむつ支援の金額が、12000 円から 10500 円へと引き下げられたが、物価高騰によりおむつ代も上がっており、給付を受けている個人としては根拠がなく問題である。一人ひとりの生活状況とニーズを把握し、給付額の見直しを行うこと。

3 子ども・教育

(1) 八王子の学校給食では地場野菜の使用率が 34%に達し、地域内自給率をあげ、安定的な食料供給体制を築くよう進めている。さらに、自然環境に負荷のかからない農業（有機農業）を推進するためにも、都内初のオーガニックビレッジをめざし、相模原市のように、有機農業推進計画を策定し、具体的目標をもって推進すること。

(2) 学校給食の牛乳について。和食メニューと合わないこと、アレルギー以外でも牛乳が苦手な子どもも多いこと、食品ロスの観点からも、牛乳の選択制を導入すること。必要なカルシウム摂取には牛乳がのぞましいことや、牛乳を含む給食を教育の一貫として提供していることは理解するが、町田市や多摩市で取り組まれているように、アレルギーの診断書がなくても「飲用牛乳停止届」の提出によって牛乳を停止できるよう対応すること。

(3) 朝鮮学校への助成金については今までも要望をしてきたが、市の回答はいつも私立小・中学校との公平性や均衡などの点から現時点では朝鮮学校など外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。そもそも、同じように税金を払いながらも国の助成金がないことから、市民に身近な自治体として支援する仕組みを考え、東京都をはじめ区市町村が助成を始めた経緯がある。しかし八王子は今まで助成金を実施してこなかった。八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている東京都の子ども基本条例の「全てのこどもが誰一人取り残されることなく」という精神にのっとり、子どもの権利条約の見地からも、朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度を早期に創設すること。

(4) 幼保無償化の対象から外れている子どもたちのために、「小学校就学前の子どもを対

象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられた。しかし、第2条の(1)に「ただし、八王子市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けているもの」とあり、所在する自治体から対象施設の決定を受けていない場合は、そこに通う園児が八王子市にいたとしてもこの事業の適用は受けられず不利益を被ることになる。そのようなことがあった場合には柔軟に対応し、幼保無償化の対象とならない施設に通う八王子市のすべての子どもたちが対象となるようにすること。

(5) 身体的・精神的な病気や障害などを抱える家族のケアや精神的なサポートをしている18歳未満の子どもや若者に対し、学校への働きかけや、情報の提供、居場所・つどいの場づくり、子ども向けのWEBサイトの開設などを行い、相談先の確保などヤングケアラーが孤立せず、一人で抱え込まないように、さらなる取り組みが必要である。重層的支援体制整備事業を機能強化するためにもケアラー支援条例を制定し、ケアラー支援体制を明文化すること。

4 保健・医療・健康

(1) 八王子市HP内の化学物質過敏症のページは2021年以降更新されていない。世田谷区や練馬区のように化学物質過敏症についてリンクではなく明確に説明をのせ、内容を充実させること。また、八王子市教育委員会のシックスクールマニュアルについて、札幌市教育委員会が発行している「化学物質過敏症の予防と香りのエチケット」のように内容を充実させ、教員や学校関係者の理解を深めること。

(2) 市職員や教職員に対して香害や化学物質過敏症について情報提供や啓発活動を行っているとのことだが、今もなお、職員や教職員の身にまとう香り等で体調をくずしてしまう人もいる。公共施設では消臭剤芳香剤は使わないように指導するなど、香害や化学物質過敏症について理解を深めるよう研修を行うこと。

(3) 新型コロナワクチンの0歳児からの子どもへの接種については、ワクチン接種後の重篤な副反応被害の報告があること、ワクチン接種後の長期的な体への影響が未知であることから接種を勧奨すべく接種券の送付を行うべきではないと考える。また、子宮頸がんワクチンについても重篤な副反応の報告があり接種勧奨中止となったワクチンであるが、納得できる根拠が示されないまま積極的勧奨の差し控え終了が妥当との見解を出した。ワクチンを接種するかしないかは本人や保護者が判断できるよう自治体として情報提供する必要があるが、重篤な副反応の報告データなどは示されておらず必要な情報が届いていない。ワクチン接種は任意であるとしながら、接種していないことでの不利益を被っている現状もある。差別につながることはないよう市として情報発信すること。

(4) 市の乳がん検診について。問診・視触診の他、マンモグラフィが行われている。乳房内の乳腺割合は個人差があり、年齢によって変化もする。欧米人に比べて日本人に多いといわれるデンプレスト（乳腺高濃度）というタイプの場合は、組織が詰まっていたマンモグラフィでは見えにくいいため、エコー検査を追加で受けることとなり、追加費用もかかる。個人の特徴に合わせて、マンモグラフィかエコー検査か、選択できるようにすること。

(5) 地下水の PFAS 汚染問題について、国では専門家会議で検討・調査がすすめられている。八王子市としても保健所の井戸水の定期検査項目（11 項目）に PFAS を加え、市内の地下水汚染状況を把握すること。

(6) 昨年末、高齢者が無料で使える、あったかホールの浴室が廃止された。同じ入浴利用証で利用できていた東浅川保健福祉センターや南大沢保健福祉センターの浴室も廃止されることとなり、ますます高齢者が利用できる公共の浴室が減っている。公共サービスの維持として近隣銭湯で使える「おふろチケット」の枚数を拡大すること。

(7) 例えば、高額療養費制度に関する申請（70 歳未満の限度額確認など）など、本庁までいかなければならない手続きを減らすため、出張所からオンラインで手続きができるように住民窓口サービスの拡充を図ること。

5 人権・労働

(1) 東京都ではパートナーシップ宣誓制度がスタートし、東京都の制度によるパートナーシップ受理証明書により市営住宅への入居が可能になるということは大きな前進である。それをさらに進め、八王子独自で子どもも家族と認められるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度をつくること。

(2) コロナ禍により生活困窮者の実態が明らかになった。憲法で定められた「健康で文化的な生活」を保障する行政の役割はますます重要となっている。当事者の人権を尊重した生活保護行政となるよう以下の施策を実行すること。

① 「生活保護は権利」の周知

生活保護は憲法 25 条が定める健康で文化的な生活を営む権利である。複数の自治体で実施しているように申請者が権利として自覚でき、市民にもその周知ができるよう「生活保護は権利です」というポスターやチラシを作成し、市庁舎内に掲示することやチラシの配架をすること。

② 「原則無料定額宿泊所」ではなく、「原則居宅保護」の徹底

厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡にもあるように、住まいのない人は単独で居宅生活が可能ではない場合を除き、希望すれば直接アパートへの入居ができるようにすること。居宅生活能力があるかどうかを判断するためとして、本人の意思に反し無料低額宿泊所に入所させることはやめること。また、今までアパートが決まるまで使うことができた東京都契約のビジネスホテルが中止となったため、一時的に滞在できる部屋を確保すること。

③ 住まいの確保

生活保護を受けたひとが入居可能な民間アパートの情報提供を居住支援協議会と連携してていねいに行うこと。また住まい探しを行う際には、「八王子まるごとサポートセンター（はちまるサポート）」などと共にできる体制をつくり、同行支援をするなどアパート探しがスムーズに進むようにすること。

④ 無料低額宿泊所の入居期間

仮の住まいとして原則3か月となっているが、3か月を超える入居者は多い。ケースワーカーはなるべく早くアパートでの生活ができるよう、入居者の自立のためのプランを策定すること。また、無料低額宿泊所を出てアパート生活をするを市から認められた場合に、アパート探しがうまくいかず諦めてしまい、やむを得ず無料低額宿泊所に住み続けている人も多いと聞いている。無料低額宿泊所からアパートに移る際のアパート探しのサポートを充実させること。

⑤ ケースワークの充実

生活保護受給者には心の病を抱える人が少なくない。困難ケースについては、ケース検討会議、連携会議等を実施すること。

⑥ ケースワーカーの増員

ケースワーカーの増員ははかられてはいるがまだまだ足りない。ケースワーカーがその人にあったケースワークを丁寧に行おうと思っても現状ではそれはかなわない。個々のケースワーカーの負担が大きくなっている。専門性のある正規職員を採用し、さらなる増員を図ること。

⑦ 家計相談支援の充実

生活保護受給者に対しても金銭管理だけでなく、自立支援事業で行われているような家計相談支援も行うこと。

(3) 東京都は労働相談情報センターの施設を集約し、相談の入り口としての電話相談体制の充実を図るとしている。市は都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について2015年に要望書を提出したが、その後うごきはない。

立川市に機能が充実した労働相談情報センターができたとしても、広い多摩地域に一か所では機能しない。中央線、横浜線、八高線の結節点であるという八王子の立地の良さを生かし、なにがしかの方法で常設の労働相談情報センター分室を八王子市内に残すよう、再度、市から東京都へ要望書を提出し、働きかけること。

6 平和

(1) 八王子平和・原爆資料館にはたくさんの重要な資料がある。市は資料を受け入れ、平和展などでの活用は考えられるが、現時点では常設の施設をつくる考えはないとしている。しかし、戦争を伝えることが困難になっている現在、広く児童生徒の平和教育を進めるうえでもイベントでの活用だけでなく、公的な常設施設で展示し、いつでもだれでも見られるようにすることが重要である。世田谷区の「せたがや未来の平和館」ように、市として常設展示ができる環境を整えること。

(2) 八王子市の北には横田基地があり、市内上空を飛ぶ米軍の飛行機を毎日のように目にする。米軍機はしばしば低空飛行のため騒音があり、また落下物の危険性がある。市としては東京都市長会を通じ国に米軍への働きかけを要望するとのことだが、低空飛行で市街地を飛行する頻度は高くなっているように見える。市街地上空の飛行を止めるよう、防衛省を通じて米軍にさらに強く働きかけること。

(3) 浅川地下壕など市内に数多く残る戦争遺跡は年月の経過とともに劣化し、立ち入り危険とされている所もある。このままでは、遺跡の存続が危ぶまれる。民有地にある遺跡が多いため、調査・保存に困難な事情があるといわれているが、国の調査、評価を待っているのは保存が難しくなるので早期に保存することが必要である。これまでも実地調査を行ってきた専門の方と連携し、遺跡の調査と保存の検討を進めること。